

山口市新本庁舎整備基本方針（案）

平成29年11月

山 口 市

目 次

第1章 新本庁舎整備にあたって	1
1 現本庁舎等の現状と課題	1
(1) 現状	1
(2) 現本庁舎等の課題	6
2 計画等への位置づけ	9
(1) 1市4町合併協定書における新市の事務所の位置に関する項目	9
(2) 新市建設計画(新県都のまちづくり計画)	10
(3) 山口市総合計画	11
(4) 山口・小郡都市核づくりマスタープラン	13
(5) 山口市都市計画マスタープラン	14
(6) 山口市行政診断報告書	15
3 検討委員会からの答申	17
(1) 設置目的	17
(2) 審議経過	17
(3) 候補地の検討	18
(4) 答申の概要	19
4 新本庁舎の候補地の絞込み	22
(1) 検討委員会の候補地の評価結果の検証	22
(2) 1市4町合併協定書における新市の事務所の位置に関する附帯決議の尊重	23
(3) 本市全体の発展につながるまちづくり	23
(4) 新本庁舎の候補地の絞込み	24
第2章 新本庁舎整備に関する基本方針	28
1 新本庁舎の整備手法	28
2 新本庁舎に必要な役割、機能	29
(1) 誰もが利用しやすく、親しみのある場の提供	29
(2) 効率的で効果的な執務空間の確保	30
(3) 安全安心への対応	30
(4) 環境や景観への配慮	31
3 新本庁舎の規模	32
(1) 新本庁舎に配置する行政組織	32
(2) 新本庁舎の延床面積	33
(3) 新本庁舎の来庁者駐車場	34
4 新本庁舎の整備の進め方	35
(1) 事業手法	35
(2) 概算事業費及び財源	35
(3) 事業スケジュール	35

第1章 新本庁舎整備にあたって

1 現本庁舎等の現状と課題

現本庁舎等の現状や課題について以下のとおり整理を行った。

(1) 現状

① 現本庁舎の建物・土地概要（山口市亀山町2番1号）

建物種別	建築年	経過年数	法定耐用年数	全体延床面積(m ²)	用途別 延床面積(m ²)	構造	階数	耐震診断	耐震性の有無
旧棟 (A、B、C棟)	昭和36～ 昭和39年	53～56	50	8,594.00	執務室 5,334.12 会議室 890.04 書庫・倉庫等 2,672.33 共用部分 3,923.51	鉄筋コンクリート造	3	平成24年実施	有
議会棟	昭和52年6月	40	50	1,072.00		鉄筋コンクリート造	3	平成24年実施	有
新棟	昭和59年9月	33	50	1,788.00		鉄筋コンクリート造	3	—	有
増築棟	平成6年2月	23	38	1,239.00		鉄骨造	3	—	有
エレベーター棟	平成11年3月	18	38	127.00		鉄骨造	3	—	有
防災センター	平成9年3月	20	50	409.00	執務室 63.00 会議室 105.00 書庫・倉庫等 78.90 共用部分 162.10	鉄筋コンクリート造	3	—	有
会議室棟	平成28年3月	1	38	462.00	会議室 383.18 共用部分 78.82	鉄骨造	2	—	有
計				13,691.00					

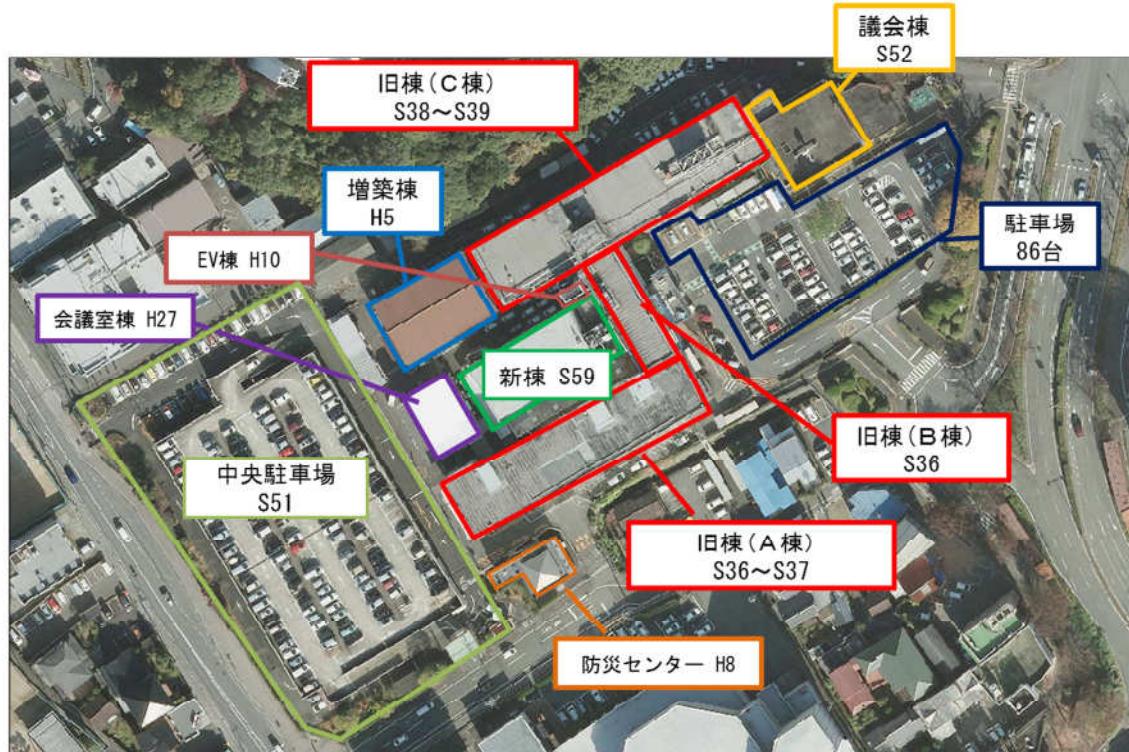
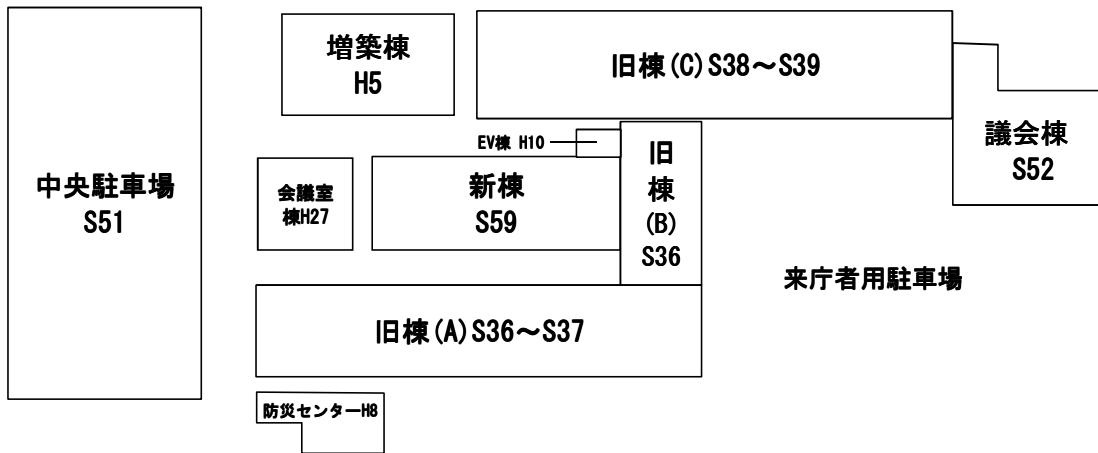
	敷地面積(m ²)	用途地域	駐車可能台数(来庁者用)	駐車可能台数(公用車用)	駐輪可能台数(来庁者用)	駐輪可能台数(職員用)
土地	14,156.41	近隣商業地域	86台 (うち身体障がい者用3台)	91台	32台	182台 (うちバイク専用8台)

平成29年4月1日現在

② 現中央駐車場の建物・土地概要（山口市亀山町2番1号）

種別	建 物							土 地		
	建築年	経過年数	法定耐用年数	延床面積(m ²)	構造	階数	駐車可能台数	耐震性の有無	敷地面積(m ²)	用途地域
都市計画駐車場	昭和51年4月	41	38	3,424.53	鉄骨造	2	350	無	6,724	近隣商業地域

平成29年4月1日現在



平成 29 年 4 月 1 日現在

③ 行政組織の現状

本市の事務所の方式については、1市4町の合併協定書で確認された総合支所方式としている。本庁は、企画立案などの市全体の方向性を定める政策的な業務や広域的・全市的な課題への対応を、総合支所（山口、小郡、秋穂、阿知須、徳地、阿東）は行政サービスの総合的な窓口としての役割を、地域交流センター（21センター、8分館）は、地域づくり活動の支援や生涯学習及び社会教育の推進に関する事業等を行うほか、防災の拠点としての役割を担っている。

本庁舎に配置する本庁組織45課の内17課は、山口総合支所としての役割も担っている。また、山口総合支所以外の総合支所は、広い市域の中で効率的に行行政サービスを提供できるよう、総合支所内に農林振興事務所や土木事務所など必要な本庁機能を配置するなど、工夫しながら本庁、総合支所、地域交流センターを相互に連携させ、様々な取り組みを進めているところである。

組織	部・局・課等	職務内容	職員数(人)	備考
本庁				
本庁舎に配置	職員課、行革審議課、企画監督課、財政課、協働推進課、都市計画課、会計課など45課	主に、総務、企画、財政など各部門政策などに関わる業務	822 555 ① 267	地域づくり支援センター、地域交流センター職員、他団体への派遣職員を除く 総務課、市民課、保険年金課など17課は山口総合支所の役割も担っている 健康増進課は山口総合支所の役割も担っている
本庁舎以外に配置	環境政策課、健康増進課、地籍調査課、農林振興事務所、土木事務所など		308	
総合支所				
山口	総務課、市民課、保険年金課など18課	行政サービスをワンストップで提供する地域の総合的な拠点	206	①の内数 本庁の役割も担っている
小郡、秋穂、阿知須、徳地、阿東	総務課、総合サービス課、施設維持課		92	
地域交流センター	地域交流センター【21センター】 地域交流センター分館【徳地、阿東各4分館】	・地域づくり活動の支援に関する事業、生涯学習及び社会教育の推進に関する業務 ・窓口業務（大蔵、白石、湯田、小郡、秋穂、阿知須、徳地、阿東を除く）	90	地域づくり支援センター職員数を含む
上下水道局	上下水道整備課、水道整備課、下水道整備課など	水道事業や公共下水道事業に関する業務	120	
消防本部	消防整備課、警防課、救助救急課、各消防署など	市民を火災からの保護や災害を防除し被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を行うこと	240	
市議会事務局	市議会事務局	山口市議会の事務の処理	10 ②	本庁舎に配置
教育委員会	教育委員会事務局（教育義務課、学校教育課、各図書館など）	教育に関する事務	139	
選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局	選挙に関する事務	6	
監査委員	監査委員事務局	市の財務に関する事務の執行や経営にかかる事業の管理を監査	5	
農業委員会	農業委員会事務局	農地に関する事務	9 ③	本庁舎に配置
公平委員会	公平委員会事務所	職員の勤務条件に関する措置の認可や職員に対する不利益除外を審査し、必要な措置を講ずる	0	監査委員事務局との併任
その他		保育園、他団体への派遣など	154	
			総計 1,687	職員数には特別職、両用、臨時・嘱託職員を含まず

統計の内、現本庁舎勤務職員数 ①+②+③=574 人

④ 景観等

本庁舎周辺の亀山ゾーンは、多くの行政機関のほか、道路と公園が一体化した落ち着いた雰囲気のなかに美術館や博物館等の文化施設が溶け込んでいる。さらに、サビエル記念聖堂の特徴的な尖塔を遠くから望むことができるなど、その景観が市民に親しまれている。

早間田交差点付近からみたサビエル記念聖堂方面



金子ビル付近



ホテルサンルート付近



金子ビル向かい側付近



ホテルサンルート向かい側付近

市民会館前交差点からみたサビエル記念聖堂方面



中国電力付近



山口市民会館付近



中国電力向かい側付近



山口中央郵便局付近

⑤ 現本庁舎周辺の変遷

現本庁舎背後の亀山は、古くは長山と呼ばれていた。亀山という名称は、山の形が亀の甲羅に似ていることに由来している。南側の麓周辺には、下記のとおり大内氏のゆかりの寺院（平蓮寺）があり、その後も政治拠点としても利用された歴史を持っている。幕末以降は、藩や県、国の学問・教育の拠点として長らく利用された地であった。

また、一の坂川の右岸の一帯は、“河原”地名が多いことからも判るように、低湿地帯であり、本来、定住者・支配者のいない自由な空間であったと言われている。

かつて現本庁舎周辺に置かれた主な施設

- ・平蓮寺：現本庁舎辺りに明治初期まであった寺院。大内氏代々の祈願所で山口七葉師のひとつ。
- ・長山城：天正年間（1573年から1593年）の頃、三浦元忠が城番となり築城した城。その後、関ヶ原合戦の少し前、毛利秀元が長門一円と吉敷郡を治めるための拠点として修築を始めるが、秀元が長府へ移ったため完成には至らなかった。明治33年（1900年）に城跡が公園として整備された。
- ・山口明倫館：山口大学の前身であり藩の学問・教育の拠点。旧公設市場（一の坂川左岸）の地にあった山口講習堂が文久元年（1861年）に現本庁舎周辺に移転された。その後、文久3年（1864年）に山口明倫館と改称され、亀山東麓に文学寮が、一の坂川右岸に兵学寮が置かれた。
- ・山口教員試験所：明治7年（1874年）に設立された教員養成機関。その後、山口県師範学校、官立山口師範学校と改称された。
- ・山口大学教育学部：昭和24年（1949年）に山口大学が発足し、山口師範学校と山口青年師範学校が山口大学に包括され、山口大学教育学部となる。昭和47年に吉田キャンパスに移転した。敷地と校舎は、山口市が払い下げを受け、昭和50年（1975年）から現在に至るまで山口市役所として使用している。

(2) 現本庁舎等の課題

① 老朽化

ア 建物躯体

- ・旧棟（A、B及びC棟）は、建築から50年以上を経過しており、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に基づく耐用年数（50年）を超えている。
- ・外壁塗装に剥落、浮きやひび割れ等が見られ、鉄筋コンクリートにもひび割れ等が見受けられる。
- ・天井吹き付けの剥離や防水シートの劣化等による雨漏りが見受けられる。

イ 電気設備

- ・耐用年数（15年）を大きく超えている。
- ・現在の蛍光灯は消費電力を抑えることができるHf管であるが、LED照明への交換など、さらなる省エネ化が図られておらず、環境負荷が大きい。

ウ 空調設備

- ・最も古いもので、昭和49年から昭和52年頃に設置され、耐用年数（15年）を大きく超えており、老朽化が著しい。
- ・年に数回、故障が起きているが、交換部品の在庫が無いため、中古品や代替品を探すなど、年々修理が困難になってきている。
- ・製品が古いため、最近の機種と比較した場合、省エネ効果が低く、環境負荷が大きい。

エ 給排水設備

- ・耐用年数（15年）を大きく超えており、老朽化が著しい。そのため、管詰まりなどが生じた場合、管自体が作業に耐えることができず、修繕できない可能性がある。

② 耐震性

ア 耐震診断調査の実施

- ・旧棟及び議会棟について、平成24年度に耐震診断調査を実施し、旧棟の1階・2階と議会棟の1階は、地震の震動及び衝撃に対して、倒壊又は崩壊する危険性があるという診断結果であった。

イ 耐震改修工事の実施

- ・耐震診断結果を踏まえ、平成27年度から平成28年度にかけて旧棟及び議会棟の耐震改修工事とそれに伴う執務スペースの移動、仮設会議室の建設等の一連の工事を実施し、震度6強又は震度7程度の大規模地震が発生した場合でも、人命に危害を及ぼすような建物の崩壊・倒壊などの被害が生じない耐震補強を行った。

③ 狹あい化

ア 行政サービス

- ・窓口機能が分散している。
- ・住民票などの交付等について、休日受付や時間外受付等を実施し、サービス向上や混雑緩和に取り組んでいるが、3、4月など来庁者が多い時期は、待合スペースや相談スペースなどが十分に確保できていない状況である。

イ 執務スペース

- ・本庁舎の執務スペースの確保のため、止むを得ず、環境部関係課、教育委員会事務局、下水道関係課、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局などを本庁舎から移転させるなど、分庁化に取り組んできた。
- ・事務量の増加等により会議室を執務室に変更したため、会議室が不足している。また、災害発生時、発生の恐れがある時に設置する災害対策本部については、必要に応じて会議室を使用している状況である。
- ・事務量の増加や権限移譲、それに伴う保管文書の増加などに対応した、執務スペースや公文書庫の拡大は困難な状況である。

④ バリアフリー化

ア エレベーター、多目的トイレ、スロープや手すりの設置、段差解消などのバリアフリー化に取り組んでいるが、施設の老朽化もあり、十分とは言えない。

イ 市全体の一体的、総合的なバリアフリーを推進するため、「山口市バリアフリー基本構想」において、小郡総合支所を含む新山口駅周辺地区と、本庁舎を含む山口駅周辺地区をバリアフリーの重点整備地区とする中で、外部からのアクセスやユニバーサルデザインの視点からの動線計画など根本的、総合的な対策が必要である。

⑤ 情報化対策

ア 業務における電算化の進展に伴うサーバー機器の増加などに対応したサーバー室のスペースの確保や室温の維持が懸念される。

イ 災害対策や外部からの侵入に対するセキュリティ対策の観点から、サーバー室は2階以上に設置することが望ましいとされているが、現在は1階に設置している。

ウ 執務室の増設や変更等により、LAN配線を継ぎ足しているため、経路が複雑化しており、不通時の原因特定や解消に時間を要する懸念がある。

エ ほとんどの執務室がLANや電源等を床下に収納できるOAフロアでなく、配席レイアウトに制限があるほか、断線のリスクも高くなっている。

(新棟3階と増築棟のみがOAフロア)

⑥ 来庁者用駐車場

- ア 86台分（うち身体障がい者用3台）を確保しているが、時季や曜日、時間帯によってはその台数に不足が生じ、駐車待ちの状態になる。
- イ 混雑時は一時的に駐車場枠以外の区画も使用している。
- ウ 駐車場の形状から渋滞が起きやすい。
- エ 必ず正面玄関前を車両が通過することになり、歩行者の安全確保が必要である。
(横断歩道は設置済)

⑦ 中央駐車場

- ア 耐用年数（38年）を超えている。
- イ 平成8年度に耐震診断調査を実施し、震度5強程度の大地震時においては、倒壊または崩壊の危険があるという診断結果であった。
- ウ 平成27年度に石綿粉じん濃度測定を実施し、浮遊石綿粉じん濃度を調査した結果、一般環境中に存在するレベルと差異なく、問題ないとの報告であった。
- エ 主要な機械である非常用発電設備や消防用設備について、定期点検時に老朽化と部品調達の困難性が指摘されており、今後、大規模な更新が必要である。

2 計画等への位置づけ

合併協定書や総合計画、部門計画等のうち、本庁舎整備に関する事項について整理した。

(1) 1市4町合併協定書における新市の事務所の位置に関する項目

合併協定書は、いわゆる合併特例法に基づいて設置される法定合併協議会で協議が行われた合併協定項目の確認事項と新市建設計画をとりまとめたものであり、合併をしようとする市町村は、合併協定書をもとに、各市町村の議会において、合併に関する議決が行われ、その後に新市の誕生となる。

したがって、合併協定書に示された合併協定項目の確認事項は、各合併市町村の議会議決という、合併を決定する上で重要な判断材料になっているものであり、その実現に向けて努力をしていくことが求められているものであるが、合併後の議会の意思を拘束するような法的拘束力は持たないものとされている。

1市4町の合併協定書の中において、新市の事務所の位置は、本文と附帯決議という形で確認がされている。

本庁舎の位置に関する本文と附帯決議という形は、防府市を含む2市4町の法定合併協議会において、最終会長案としてまとめられたものであり、本文は「新市になるまでに決めておく事項」、附帯決議は「新市になってから決める事項」であると確認され、このことが、1市4町の法定合併協議会に引き継がれることからも、合併前の時点において、将来の本庁舎の位置が既に決まっていたということではなく、あくまでも新市において審議組織を設置し、新山口駅周辺も適地の一つとして協議検討をすることとされていた。

1市4町合併協定書における新市の事務所の位置に関する本文と附帯決議

新市の事務所の位置は、新市発足時は現在の山口市役所の位置とする。

新市の事務所の方式は、住民サービスの低下を招かないよう、総合支所方式とし、現在の1市4町それぞれの役所及び役場に総合的な機能を持つ支所を置く。

なお、新市における将来の事務所の位置については、新市において、住民の利便性や新市の均衡あるまちづくりに配慮し、協議検討するものとする。

【附帯決議】

将来の事務所の位置については、新市発足後、速やかに新市の事務所の位置に関する審議組織を設置し、協議検討を行うものとする。

その協議に当たっては、新山口駅周辺が適地であるという意見を踏まえながら、県央中核都市にふさわしい位置を考慮し、整備については新市発足後10年を目途に審議すること。

(2) 新市建設計画（新県都のまちづくり計画）

新市のまちづくりの基本計画。

将来都市像

ひと・まち・自然が輝き 未来を拓く新県都

文化交流拠点づくりプロジェクト

- ・山口都市核について、教育、文化、情報等の高次都市機能の一層の集積と高度化を図るとともに、中心商店街や湯田温泉等のにぎわい空間の活性化を進め、市内外から多くの人や情報を呼び込み、知的・文化的な付加価値が創造される交流拠点づくりを進める。

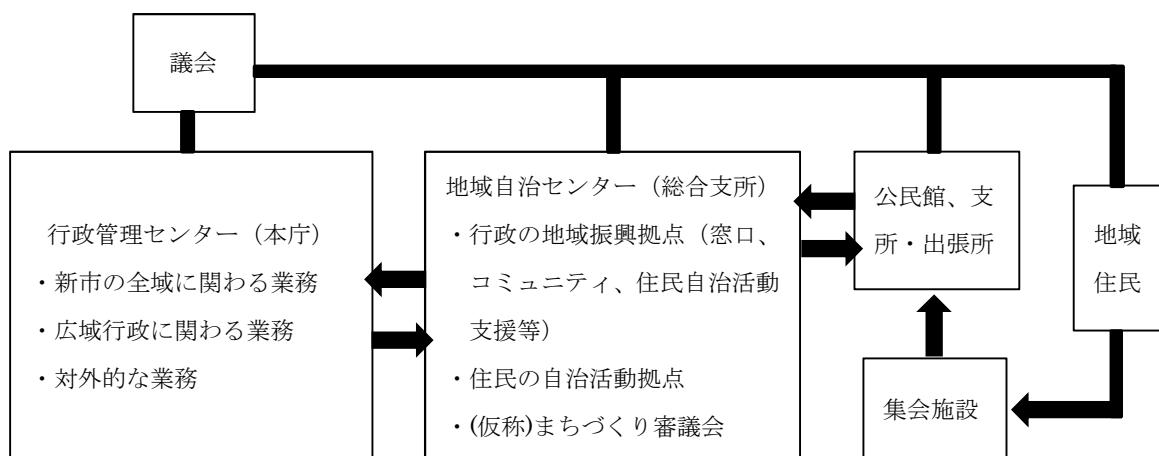
交通交流拠点づくりプロジェクト

- ・小郡都市核について、新山口駅周辺の広域交通・交流拠点としての基盤整備を進めるとともに、全県を管轄する業務、商業機能などの集積する拠点を形成することにより、交流人口の増大を図る。さらに、新市及び山口県の玄関口としての機能強化を図り、全国的なネットワーク拠点としての役割を担う交流拠点づくりを進める。

地域自治の方針

- ・各市町のこれまでのまちづくりの歩みを尊重し、文化や伝統を守り、各地域の自主性を重視した地域自治・住民自治の仕組みを構築し、住み良さを実感できる地域社会づくりを築く。そして全体として、個性豊かな地域が結合した多様性のある都市を形成する。

※イメージ



(3) 山口市総合計画（平成 20 年度～平成 29 年度）

新市建設計画を引き継ぎ、本市が総合的かつ計画的にまちづくりを推進するための指針であり、本市の最上位計画。

まちづくり構想（平成 19 年 6 月 28 日議会議決）

将来都市像

ひと、まち、歴史と自然が輝く 交流と創造のまち 山口

市民の視点を生かす生活満足実感プロジェクト

- ・少子高齢化の進展や社会不安が増大する中で、健康や福祉、安心・安全分野等をはじめ、幅広い分野での多様なニーズにきめ細かく対応し、市民生活の質や満足度を高める事業。

交流創造プロジェクト

- ・人、もの、情報が活発に行き来をして多様な出会いとつながりが生まれるまち、そして新しいことに挑戦していく姿勢を持ち、新たな価値を生み出していくまちとなっていくための事業。

広域県央中核都市の創造

本市が有する都市機能の集積や交通優位性を一層活用し、近隣都市と連携しながら広域県央中核都市の形成を推進していく。また、交流を支え地域を結ぶ都市交通体系づくりを進める。

前期まちづくり計画（平成 20 年度～平成 24 年度）

観光交流のまち魅力創造プロジェクト

- ・広域観光、交流の拠点となる山口、小郡都市拠点の魅力向上
- ・湯田温泉の魅力創出
- ・コンベンション機能の充実 など

「まちの文化価値」創造プロジェクト

- ・中心市街地の活性化
- ・湯田温泉の魅力創出
- ・大内文化を生かしたまちづくり など

「広域経済・交流圏創造」プロジェクト

- ・中核都市づくりの推進
- ・山口県の玄関口として交通結節点の機能強化(新山口駅ターミナルパーク整備)
- ・都市間連携による広域観光の強化 など

地域づくりの方向

中部地域ブロック（大殿、白石、湯田、小鮫、大内、宮野、平川、大歳）

- ・行政、教育、文化、商業などの分野を中心に総合的な都市拠点としての強化を図るとともに、魅力ある定住環境づくりを推進する地域。集積された都市機能の効果的、効率的な活用により、求心力のある都市拠点づくりを推進する。

南部地域ブロック（小郡、陶、鋳銭司、名田島、秋穂二島、秋穂、嘉川、佐山、阿知須）

- ・県の表玄関としての拠点性を充実させ、都市機能の集積による商業・業務拠点づくりを促進する地域とともに、都市拠点地域に隣接する田園地域として連携を通してそれぞれの地区が自立できる生活圏づくりや居住環境づくりを推進する地域とする。

都市拠点

- ・多様な高次都市機能が集積し、都市圏を越えて質の高いサービスを提供する拠点（都市核）を含む、広域的に都市の求心力を発揮していく地域。都市拠点密度を高め、県域、広域経済・交流圏の都市拠点のネットワークを形成する。

後期まちづくり計画（平成25年度～平成29年度）

山口都市核

行政、文化、学術機能の維持、強化を図り、中心部の居住環境の再構築を進める。

- ・中心市街地の活性化
- ・広域観光の拠点、湯田温泉の魅力創造
- ・大内文化の歴史ルート、町並み、景観整備

小郡都市核

広域交通の結節機能の強化を図るとともに、産業交流拠点として事業所等の集積を進め、新たなビジネス拠点の魅力を高める市街地形成を図る。

- ・新山口駅ターミナルパーク整備
- ・新山口駅北地区重点エリア整備（産業交流拠点の各施設整備や機能導入、新たな市街化に向けた面整備）

本庁舎整備の検討について

- ・本庁機能をはじめとする行政機能については、広域化した市域の統治のあり方、道州制など地方分権の進展を踏まえ、本庁機能の定義や規模等を整理し、検討するものとする。
- ・本庁舎の位置については、1市4町の合併協議時の附帯決議に基づき、後期計画期間内において審議組織を立ち上げることとする。

(4) 山口・小郡都市核づくりマスタートップラン（平成 20 年度～平成 29 年度）

広域県央中核都市づくりの形成のため、山口・小郡両都市核のにぎわい創出に向け、現状や課題、基本的な整備計画を明らかにしたもの。

都市核づくりの推進

- ・高次都市機能等を背景に市民の社会的、経済的、文化的活動の中心の場となってい る“山口”と、広域高速交通網の結節点であり山口県の陸の玄関として新市街地の 形成が進む“小郡”の 2 つの市街地を広域県央中核都市の核“都市核”と位置づけ、 求心力や拠点性をさらに高め、にぎわいあふれ、地域経済の活性化を牽引するこ とができる広域交流拠点の形成を図る。

山口都市核

- ・多様なライフスタイルを支える機能や施設が多く集積し、広域的かつ多様な交流 が営まれていることから、こうした特長を伸ばし、人々の都市的・文化的生活を 支えることのできる「住みよさと創造が織りなす“文化交流拠点”の形成」を基 本方向とし、風格と彩りにあふれる都市核づくりを進める。
- ・行政・文化施設の多く集まる亀山ゾーン、中心商店街ゾーンを山口都市核の中心 地区として、人々の暮らし、文化を支援するとともに美しい街並みを生かしたシ ンボリックな憩いの空間づくりを進める。

関連事業：現山口市役所敷地のシンボル公園化と行政機能の亀山公園ふれあい広場への移転

小郡都市核

- ・県のほぼ中央に位置する交通の要衝であることから、広域的なエリアを管轄する 事業所等の集積が進み、業務拠点としての性格が強まりつつある。こうした中、 広域高速交通網の結節点としての機能がさらに強化される予定であり、駅北地区 の大規模遊休地の有効的な利活用等を通じた新たな都市空間の形成が期待できることから、こうした特長を生かし、事業所等の広域的かつ活発な経済活動を支えることのできる「街の快適さと営みが広がる“産業交流拠点の形成”」を基本 方向とし、都市的利便と潤いにあふれる都市核づくりを進める。
- ・広域的な経済活動を支える都市機能やビジネス等、交流を促進する都市機能等の 集積を図り、県の陸の玄関にふさわしい拠点性の高い集いの空間づくりを進める。

(5) 山口市都市計画マスタートップラン（平成 24 年度～平成 42 年度）

都市計画法に基づく、市町村の都市計画に関する基本的な方針。

将来都市構造 重層的集約型環境共生都市

都市拠点

山口都市拠点

- ・山口都市核を中心とした、行政、商業、教育、文化等の高次都市機能や貴重な歴史・文化資源などの集積が見られるエリアにおいて、既存の機能の活用・更新及びさらなる都市機能の集積・高度化を図り、多彩な文化・歴史に基づく交流・創造を促進し、本市の都市活力の原動力として中心的な役割を担う拠点を形成する。

小郡都市拠点

- ・小郡都市核を中心とした、JR 新山口駅周辺のエリアにおいて、広域交通結節点である特性を向上させ、山口県の広域交流の拠点としての機能の充実・強化を図るとともに、新たな産業交流機能の集積を促進し、山口都市拠点とともに、本市の都市活力を牽引する原動力として中心的な役割を担う拠点を形成する。

市街地整備の方針

山口都市拠点づくりの推進

- ・山口都市核を中心としたエリアで、歴史的資源や行政・文化施設、中心商店街、温泉資源等の集積を生かした、広域交流拠点にふさわしい活力と風格ある都市拠点づくりを推進する。
- ・行政・文化施設が多く集積する亀山周辺のエリアとアーケード街を中心に小売業の集積する中心商店街については、本市の中心にふさわしい高次都市機能の維持・集積を図るとともに、個性的な店舗や老朽化した施設の更新などに伴う市街地の再整備を推進する。

小郡都市拠点づくりの推進

- ・小郡都市核を中心としたエリアで、JR 新山口駅周辺を中心として、山口地域拠点とともに、本市の広域交流拠点としての中心的役割を担う小郡都市拠点づくりを推進する。
- ・JR 新山口駅北側の既成市街地については、市街地の更新を進めていくとともに、大規模遊休地の有効活用に向けた調査・研究を推進する。
- ・JR 新山口駅南側の基盤整備が行われた地区については、商業・業務機能の集積や街なか居住の推進など、本市の都市拠点にふさわしい土地の有効活用を促進する。

(6) 山口市行政診断報告書（平成28年2月）

本市の行政組織、職員定数、総合支所・地域交流センターの役割等についての民間の専門機関による総合的な分析・評価。

総合支所・地域交流センターの役割について

山口市においては、合併当初は管理部門を中心に本庁に集約しつつも市民に近い部局については各総合支所に配置することにより合併前に近い組織体制でスタートし、その後、行政のスリム化を図る中で、平成19年度から山口を除いた各総合支所については、ワンストップサービスのできる総合窓口を設置することにより市民への対面サービスの充実に移行している。

また、地理的条件や、地域の特色など踏まえ、農林振興事務所や土木事務所をはじめ、健康づくりや高齢者福祉などの住民福祉部門、ライフラインである上下水道部門など、住民福祉や利便性の向上につながる行政サービスを中心に分散配置している。

平成17年の合併から10年が経過するが、現在は、企画立案などの市全体の方向性を定める政策的な業務については本庁が担っており、総合支所は行政サービスの総合的な窓口として、また、地域交流センターは住民自治を支援するものとされている。このように、本庁、総合支所、地域交流センターの各役割については整理がなされており、限られた行政資源の中で将来を見据え行財政基盤の確立を図るという合併の目的に鑑みると、このような役割分担は妥当なものであると考えられる。

ただし、時間の経過により各行政機関の間でのそれぞれの役割について認識が薄れるとともに、合併して明らかになった組織上の課題も散見され、特に、総合支所については、各地域の課題について解決する手段（権限・予算）がないことが要因となり、各地域内におけるマネジメントの意識の希薄化につながっていることが窺える。

（略）

総合支所に一定の権限と財源を移譲し、総合支所の裁量の中で諸課題を解決できる組織づくりと職員の意識改革を行う。改めて、事務分掌上、組織の権限と役割を明記し、庁内分権を積極的に進めていくことが喫緊の課題といえる。

新庁舎建設と市民サービスの向上

山口市本庁舎は、建築後50年以上が経過し、老朽化・耐震性・バリアフリーへの対応、駐車場不足、さらに狭隘化を要因とする行政機能の分散化などにより、市民サービスの観点や効率的な業務執行の面から様々な課題を抱えている。

例えば、合併後、総合窓口を設置しワンストップサービスを導入することについて検討された経緯があるが、物理的な制約により完全実施には至っておらず、効率的なサービス提供体制となっているとは言い難い状況にある。また、行政機能の分散化に伴い、組織としてのノウハウ・知識・技術の蓄積や継承、意思形成過程における相談

支援などの面において必要となる、本来あるべき組織間の連携が損なわれることも懸念される。

(略)

新庁舎を建設する場合においては、なぜ庁舎建設が必要なのか市民理解を得る必要があり、そのためにも、新庁舎建設の大きな効果として、庁舎の狭あい化により分散している行政機能の集約化や、バリアフリー等による施設機能の向上などとともに、新庁舎建設により付加・強化される機能として、例えば「防災機能」「住民交流拠点機能」「事務の効率化、市民サービス向上につながる機能」などについて検討を深め、同時にその検討内容を隨時、市民にも公表していくことが肝要である。

また、新庁舎建設は、これまでの行政組織や体制、仕事の進め方を見直す契機となる。各職員も新庁舎建設を契機に、事務のあり方、業務の進め方等を点検する機会とするべきである。

3 検討委員会からの答申

検討委員会の目的や審議経過、答申概要について整理を行った。

(1) 設置目的

1市4町合併協定書の新市の事務所の位置に関する本文及び附帯決議を踏まえ、本庁舎整備の必要性、本庁舎に必要な役割や機能、規模、候補地など本庁舎整備の方向性について審議するために設置したもの。

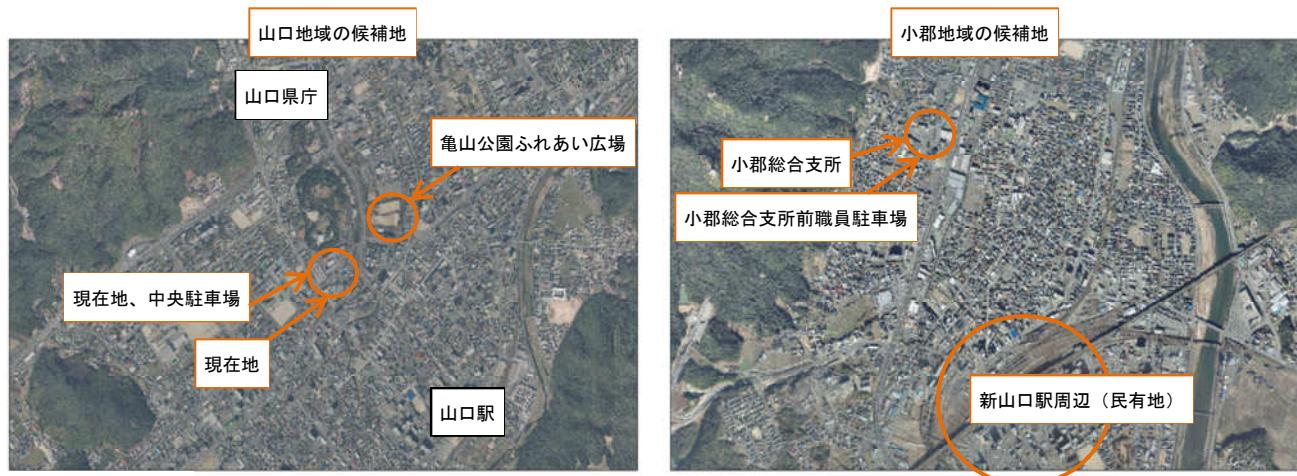
(2) 審議経過

市民委員、まちづくりや防災、建築の専門家など44人の委員により、下記のとおり審議された。

会議日程		主な審議内容
第1回	平成27年11月5日	委嘱、諮問、これまでの経緯、本庁舎の現状・課題等について
第2回	平成28年3月17日	本庁舎整備の必要性について
第3回	平成28年6月3日	新本庁舎に必要な役割・機能、規模、候補地について
第4回	平成28年8月2日	新本庁舎に必要な役割・機能、規模、候補地について
第5回	平成28年10月12日	新本庁舎に必要な役割・機能、規模、候補地について
第6回	平成28年11月25日	新本庁舎の候補地の評価について、答申案（役割、機能、規模）の検討について
第7回	平成29年1月20日	答申案の検討について
	平成29年2月10日	答申書の提出

(3) 候補地の検討

新本庁舎の候補地の審議において、適地としての候補地については、最終的に山口地域の「現在地」、「現在地及び中央駐車場」、「亀山公園ふれあい広場」、小郡地域の「小郡総合支所」、「小郡総合支所前の職員駐車場」、「新山口駅周辺の民有地」の6か所とされた。各候補地について、利便性、防災・安全性、まちづくり、経済性・実現性、将来性・発展性の5つの評価項目と15の具体的な視点から、◎：「優れている」、○：「良い」、△：「やや課題がある」の評価をされ、「現在地及び中央駐車場」及び「亀山公園ふれあい広場」を最も高い評価とする評価表がまとめられた。



検討委員会による新本庁舎 候補地の評価表

評価項目	山口地域の候補地			小郡地域の候補地		
	現在地	現在地、中央駐車場	亀山公園ふれあい広場	小郡総合支所	小郡総合支所前職員駐車場	新山口駅周辺（民有地）
1 利便性	公共交通機関の利用によるアクセスが便利か（最寄駅、最寄バス停からの距離）	○	○	○	○	○
	自転車によるアクセスが便利か（自転車道整備状況）	○	○	○	○	○
	駐車場整備が十分に確保できるか	●	●	●	●	●
	人口が豊富でないか（人口密度）	●	●	△	△	△
	人口が少ない、人口減少率が大きい	○	○	○	○	○
	総合支所が合併した行政サービスが充実できるか	○	○	○	○	○
2 防災・安全性	自然災害（地震、台風、豪雨等）に対する安全性が十分か（ハザードマップや被災歴等）	○	○	△	△	△
	緊急時に、避難所や衛生施設として機能できるか（ハザードマップや被災歴等）	○	○	△	△	△
3 安全性・まちづくり	緑色空間が豊富で、またづくり計画等も整備が進められているか	○	○	△	△	△
	周辺環境や景観に調和しているか	△	●	●	●	●
4 経済性・実現性	移転費や長距離取り扱物により時間や経費を要することはないか	○	○	○	○	△
	市外、県外の人をたくさん呼び込むことができるか	○	○	○	●	●
5 将来性・発展性	企業を誘致し、移住を促進するための条件はそろっているか（立地の良さ、良い土地、政策等）	○	○	●	●	●
	○：優れている　○：良い　△：やや課題がある　■：複数	◎50◎△1	◎6 ◎8	◎6 ◎8	◎50△4△6	◎50△4△6

(4) 答申の概要

本庁舎整備の必要性や本庁舎に必要な役割や機能、規模、候補地など本庁舎整備の方向性についての審議結果が答申書としてとりまとめられ、本市に提出された。

項目	答申概要
本庁舎整備の必要性	現本庁舎については、老朽化をはじめ様々な課題を抱えており、長寿命化改修では大きな効果が見込めないため、建替えが妥当である。
本庁舎整備に必要な役割、機能	新本庁舎に必要な役割、機能について、別表「新本庁舎に必要な役割、機能」のとおり、新本庁舎に必要な5つの役割と、その役割を実現するための機能を導入することを基本として、新本庁舎の整備を進めていくことが望ましい。
本庁舎整備の規模	
行政組織	市民サービス及び行政効率向上の観点から、現本庁舎に配置している組織に、狭あい化等によりかつて分庁化した組織を加えるとともに、防災拠点としての機能強化を進める観点から消防本部を加えることを基本として、新本庁舎の整備を進めていくことが望ましい。
延床面積	新本庁舎に配置する職員数により「総務省起債事業算定基準」や「国土交通省新営一般庁舎面積算定基準」を踏まえて算出した延床面積に、 ※ <u>市民が気軽に利用しやすい機能や防災拠点機能などの新たな付加機能</u> 分を加算した延床面積を基本として、新本庁舎の整備を進めていくことが望ましい。
来庁者用駐車台数	200台程度を確保し、新本庁舎の整備を進めていくことが望ましい。
本庁舎の候補地	「新本庁舎 候補地の評価表」に掲げる評価項目において適地性を総合的に判断し、最も高い評価が得られる位置に新本庁舎の整備を進めていくことが望ましい。

※候補地の検討を行う際には、付加機能分1,000m²が加算された延床面積により、事業費の試算が行われた。

別表 新本庁舎に必要な役割、機能

本庁舎に必要な役割	本庁舎に必要な機能
<p>1. 利用しやすく、親しみのある本庁舎</p> <p>多くの市民が利用する本庁舎は、誰にでもわかりやすく親しみのある場所である必要があります。</p> <p>また、誰もが快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインの充実に努めます。</p> <p>さらに、市民が気軽に来庁し、利用しやすい庁舎づくりの観点から、多目的に利用可能な交流スペース機能など広く開放された空間整備の事例もあります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●誰もが利用しやすいユニバーサルデザイン機能※ ※障がいの有無にかかわらず、全ての人にとって使いやすいようはじめから意図してつくられた製品・情報・環境のデザインのこと ●山口市をPRするための情報発信機能 ●市民も利用可能で多目的な用途に活用できる交流スペース機能 ●金融機関、食堂等の便益機能
<p>2. 行政サービス機能等の充実した本庁舎</p> <p>来庁される市民の方が円滑に手続きや各種相談が行えるよう、行政サービス機能の充実や適切な規模の駐車場等の確保を行い、市民の利便性や満足度の向上を図ります。</p> <p>さらに、執務スペースの効率的な配置や情報化に対応した機能強化による行政効率の向上を図ります。</p> <p>議会においては、円滑な議事運営に必要な機能の確保に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●案内機能 <ul style="list-style-type: none"> ①誰もがわかりやすい案内機能（総合案内、電子掲示板、サイン表示等） ●窓口機能 <ul style="list-style-type: none"> ①利用しやすいフロア構成 ②ワンストップサービス ③待合スペースの確保 ●相談機能 <ul style="list-style-type: none"> ①プライバシーに配慮した相談スペースの確保 ●駐車場・駐輪場機能 <ul style="list-style-type: none"> ①適切な駐車・駐輪スペースの確保（来庁者用・公用） ●執務機能 <ul style="list-style-type: none"> ①オープンフロア化 ②適切な規模の会議室、公文書庫 ③情報化の進展に対応したOAフロア ●議会機能 <ul style="list-style-type: none"> ①親しみやすい議会施設（傍聴機能等） ②調査研究機能（図書室等） ③情報発信機能

本庁舎に必要な役割	本庁舎に必要な機能
<p>3. 安心・安全に対応した本庁舎</p> <p>本庁舎は市民の生命を守るための防災拠点や災害対策活動の司令塔としての役割を果たすことが求められます。</p> <p>また、災害発生時には、災害対策本部としての機能を発揮する必要があることから、新本庁舎は、災害に強く、充分な耐震性を備えた建物とします。</p>	<p>●防災拠点機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ①災害対策本部（指揮命令）機能 ②防災情報収集・発信機能 ③自家発電機能 ④避難者退避機能 ⑤災害物資備蓄機能 <p>●災害に強い本庁舎</p> <ul style="list-style-type: none"> ①防災拠点機能を発揮するためのハード機能（災害に強い工法や構造の検討）
<p>4. 環境や景観に配慮した本庁舎</p> <p>地球温暖化防止の観点から、公共施設として、他の施設の模範となるよう、環境負荷の低減や省資源・省エネルギー化に努める必要があります。</p> <p>また、周辺の景観と調和した新本庁舎づくりを行います。</p>	<p>●環境負荷の軽減、省資源・省エネルギー化機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ①LED照明 ②太陽光発電システム、雨水利用等 ③緑化、市内産木材活用などの取組 <p>●周辺の景観との調和</p>
<p>5. その他</p> <p>新本庁舎の整備は、多額の事業費を要します。そのため、ライフサイクルコストを意識し、整備事業費や整備後の維持管理費の抑制に努めます。</p>	<p>●効率性・経済性</p> <ul style="list-style-type: none"> ①整備前 <ul style="list-style-type: none"> ・将来の耐震性を確保した上で、経済的な工法や構造の検討等による事業費抑制 ・有利な財源の活用 ・庁舎建設基金の積立 ②整備後 <ul style="list-style-type: none"> ・維持管理費の削減 ・廃棄物の削減 ・山口市環境マネジメント※に基づく各取組 <p>※山口市における環境負荷低減の取組</p>

4 新本庁舎の候補地の絞込み

答申等を踏まえ、新本庁舎の候補地について、様々な視点から適地性を検証し、絞込みに向けた検討を行った。

(1) 検討委員会の候補地の評価結果の検証

本市において検討委員会の候補地の評価結果について、検証を行った。

検証に当たっては、地方自治法の地方公共団体の事務所の位置に関する規定や、本庁舎に必要な役割や機能の確実な発揮の観点から、平常時における「市民の皆様の利便性」と、災害等の緊急時において、本庁舎が防災拠点や災害対策活動の司令塔としての役割を果たすための「防災・安全性」の評価項目を特に重要な評価項目とした。

「市民の皆様の利便性」のうち、公共交通機関によるアクセスに関する評価については、市内21地域の各地域交流センターから候補地までのバスや鉄道などの公共交通機関を利用した場合の所要時間、運賃、運行本数などについて比較した結果、各候補地へのアクセスの利便性に大きな差はなく、検討委員会の評価のとおり、どの候補地もアクセスの利便性は良いという検証結果となった。

また、人口の集積に関する評価については、平成27年の国勢調査に基づく人口集中地区の規模について確認した結果、本市の人口集中地区の人口は、平成22年の調査結果と同様に、山口地域が小郡地域と比較して、4倍以上の規模であったことや、市内21地域の人口と候補地までの距離を乗じて算出する人口加重値について、平成27年の国勢調査の人口や平成72年（2060年）の人口推計などを基に算出した結果、検討委員会の評価のとおり、山口地域の方が利便性が優れているという検証結果となった。

さらに、「防災・安全性」に関する評価については、平成21年7月に発生した中国・九州北部豪雨災害における地域別の浸水件数、避難勧告回数や標高などを確認した結果、検討委員会の評価のとおり、山口地域の方が良いという検証結果となった。

こうした検証結果から、検討委員会による候補地の評価結果は適正であることを確認した。

(2) 1市4町合併協定書における新市の事務所の位置に関する附帯決議の尊重

1市4町の合併協定書で確認された合併協定項目は、合併後の議会の意思を拘束するような法的拘束力は持たないものとされているが、その内容は、合併の議会議決の判断材料になるものであり、その実現に向けて努力をしていくことが求められている。

こうした中、この合併協定書における新市の事務所の位置に関する附帯決議には、1市4町の合併を成し遂げたいという当時の関係者の強い思いのほか、合併後の地域がそれぞれの役割や特性を生かしながら発展を遂げることにより、山口市全体を発展させ、県都として県勢の発展をけん引する求心力のある都市になっていきたいという強い思いが根底にあり、そのためにも、新山口駅周辺の発展は重要であり、県全体の玄関として、交通結節やアクセス機能を活用した発展をさせなければならない、という強い思いが表されている。

本市においては、こうした附帯決議に込められた強い思いを尊重し、新山口駅周辺を発展させることによって、本市全体の発展や県都として県勢の発展に貢献する求心力を持ったまちづくりを進めており、その後の阿東町との合併も踏まえ、将来の本市のまちづくりが良い方向に進むよう、現在の市民や市議会の考え方や思いを確認しながら、合併後のまちづくりを進めている。

(3) 本市全体の発展につながるまちづくり

人口減少時代を迎える、広島、福岡の両中枢都市圏に挟まれた県中部エリアで県勢の発展がけん引できるような求心力を持った山口市をつくるためには、圏域全体の経済成長のけん引や、高度な都市型サービスの向上につながる高次の都市機能をさらに集積し、強化していく「広域県央中核都市づくり」を進めていく必要がある。

そのため、山口都市核においては、長い歴史の中で積み重ねてきた行政、文化、教育、商業、観光などの都市の特性や既存ストックをより高めるための都市空間の形成を進め、小郡都市核においては、新山口駅や周辺市街地を中心に、県全体の玄関にふさわしい、交通結節やアクセス機能の強化を図り、新たな交流や広域的な経済の拠点としての都市空間の形成を進め、両都市核がそれぞれの特性や個性を生かした高次都市機能を集積し、本市全体の活力を向上していく必要がある。

こうした山口都市核と小郡都市核の異なる特性を生かした高次都市機能の集積が、役割の異なる両都市核同士での好影響や好循環を呼び、周辺部や市内の他の地域にも波及効果、相乗効果をもたらすことにより、山口市全体の発展につながり、県勢の発展をけん引する求心力のある県都としての役割も果たしていくこととなる。

(4) 新本庁舎の候補地の絞込み

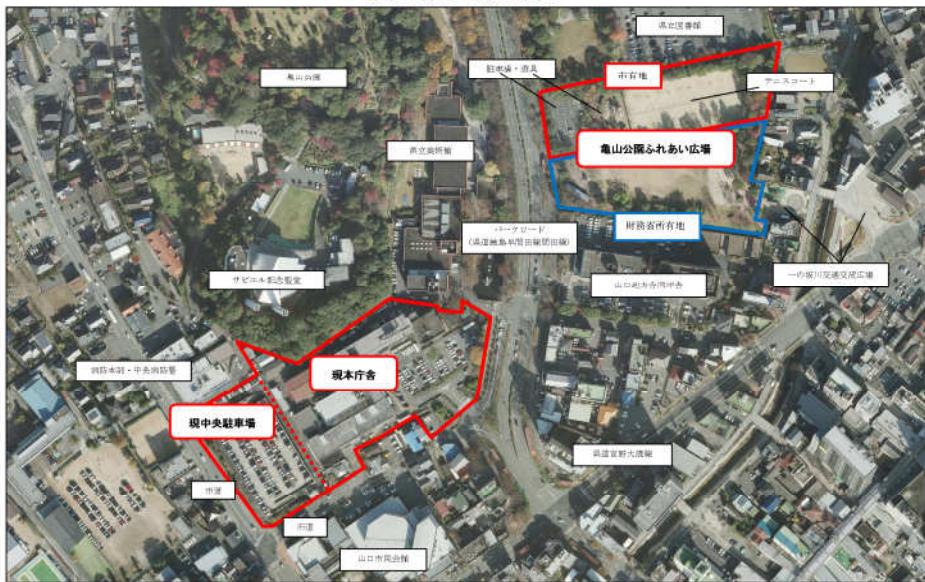
検討委員会からの答申の検証結果、山口都市核、小郡都市核の異なる特性や役割を踏まえた本市全体の発展につながる本市のまちづくり、附帯決議に込められた当時の関係者の思いなどを踏まえ、総合的に判断した結果、新庁舎の位置の方向性として、新本庁舎は山口都市核への整備がふさわしく、「現在地及び中央駐車場」又は「亀山公園ふれあい広場」のいずれかの候補地に建て替えることとした。

この方向性について、平成29年6月定例会において市議会に示すとともに、同年6月から8月にかけて市内21地域で開催した車座トーク（移動市長室）において市民に説明を行った。

車座トーク終了後のアンケート調査では、この方向性について74%の方から「理解できる」と回答をいただき、新本庁舎の位置の方向性について、市民からおむね理解をいただくことができた。

その後、「現在地及び中央駐車場」及び「亀山公園ふれあい広場」の2つの候補地について、別表「候補地の絞込みの比較・検討表」のとおり「候補地周辺への影響」、「来庁者の安全性・利便性」、「総事業費等コスト面」の視点により比較・検討を行い、総合的に判断した結果、新本庁舎は、「現在地及び中央駐車場」において整備する方向で検討することとし、「亀山公園ふれあい広場」は、市民に親しまれる良質な都市公園として継続して活用することを平成29年9月定例会において市議会に示した。

候補地周辺航空写真



別表 候補地の絞込みの比較・検討表

候補地 検討項目		現在地及び中央駐車場	亀山公園ふれあい広場
①	候補地周辺（中心市街地）への影響の検討	<ul style="list-style-type: none"> J R 山口駅から県庁までの都市軸において、人の流れは変わらない 亀山公園ふれあい広場は従来通りの活用や賑わいが創出できる ⇒従来通りのまちづくりが継続できる 	<ul style="list-style-type: none"> 本庁舎の位置が変わることにより、人の流れが変わる可能性がある 一の坂川交通交流広場から亀山公園ふれあい広場へと続く広大な公園空間が失われる ⇒街並みが変わることで、まちづくりに影響を及ぼす恐れがある
②	来庁者の安全性・利便性の検討	<ul style="list-style-type: none"> 接道状況が三方向からのアクセスで利便性が高く、公用車の通行動線を別に確保できるため、来庁者が円滑で安全に利用できる <p>【工事期間中】</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事内容とあわせた円滑で安全なサービス提供体制の構築が必要となる ⇒基本計画、基本設計において具体的に検討 中央駐車場が利用できなくなる期間において、代替駐車場の確保が必要となる ⇒月極：周辺駐車場の活用により対応 その他：亀山公園ふれあい広場の臨時の活用などにより対応 	<ul style="list-style-type: none"> 接道状況がパークロードからの一方のみのアクセスであり、公用車の通行と輻輳するなど、来庁者が円滑で安全に利用できるとはいえない ⇒一の坂川方面からの進入路整備など、複数の動線を確保するためには、追加事業費（3億円超）が必要となる <p>【工事期間中】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本庁舎は従来通り利用できる 代替公園が整備されるまでの期間において、周辺の公園空間が減少する

候補地 検討項目	現在地及び中央駐車場	龜山公園ふれあい広場
③競事業費等コスト面の検討		
整備内容（案）	現本庁舎及び中央駐車場を解体し、跡地に本庁舎と中央駐車場をそれぞれ異なる構造により整備する案	龜山公園ふれあい広場に本庁舎を整備する案
配置イメージ（案）		
整備工程（案）	<ul style="list-style-type: none"> ・中央駐車場の解体 ・中央駐車場跡地に新本庁舎の建設（第1期工事） ・第1期工事完了後、現本庁舎から一部引越し ・現本庁舎の一部解体 ・新本庁舎の建設（第2期工事） ・現本庁舎から新本庁舎へ引越し ・現本庁舎の残り部分解体 ・屋外整備（駐車場整備含む） 	<ul style="list-style-type: none"> ・財務省所有地の取得 ・新本庁舎の建設 ・パークロード交差点改良 ・屋外整備 ・現本庁舎から新本庁舎へ引越し ・現本庁舎の解体 ・現本庁舎敷地跡地活用（代替公園整備）
事業費試算額 (平成30年度国土交通省新営予算単価等をもとに算定)	<p>延床面積 25,000 m² (付加機能分 1,000 m²含む) 事業費試算額：148.9 億円(3~4階建。 電算システム費及び備品費含まず)</p> <p>内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本体工事費：118億円 ・中央駐車場・来庁者駐車場兼用立体駐車場整備費：15.1億円 【内訳：中央P→350台、9.6億円、 来庁者用P→200台、5.5億円 ⇒計550台、15.1億円】】 ・現本庁舎解体費：4.0億円 ・屋外整備費：2.6億円 ・基本設計費：1.5億円 ・実施設計費：3.6億円 ・現場監理費：1.2億円 ・用地取得費：6.7億円 (財務省所有地。7万円/m²で試算) ・パークロード交差点改良費：0.7億円 ・引越し費用：0.6億円 ・代替公園整備費：5.6億円(1.4ha) 	<p>延床面積 25,000 m² (付加機能分 1,000 m²含む) 事業費試算額：144.3 億円(6階建。電算システム費及び備品費含まず)</p> <p>内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本体工事費：117億円 ・現本庁舎解体費：4.0億円 ・屋外整備費：3.4億円(来庁者用駐車場整備費含む) ・基本設計費：1.5億円 ・実施設計費：3.6億円 ・現場監理費：1.2億円 ・用地取得費：6.7億円 (財務省所有地。7万円/m²で試算) ・パークロード交差点改良費：0.7億円 ・引越し費用：0.6億円 ・代替公園整備費：5.6億円(1.4ha)

候補地 検討項目		現在地及び中央駐車場	亀山公園ふれあい広場																																
(3) 事業費負担見通し		<p>●中央駐車場相当部分事業費：9.6億円 ⇒駐車場収入で対応</p> <p>●事業費負担見通し(残り139.3億円)</p> <table border="1" data-bbox="525 631 901 855"> <tbody> <tr> <td>総事業費</td><td>13,930,000</td></tr> <tr> <td>うち一般財源</td><td>0</td></tr> <tr> <td>うち庁舎建設基金</td><td>5,028,200</td></tr> <tr> <td>うち地方債</td><td>8,901,800</td></tr> <tr> <td>総事業費（利子含む）</td><td>14,165,604</td></tr> <tr> <td>うち基金対応額</td><td>5,028,200</td></tr> <tr> <td>うち交付税措置額</td><td>3,654,963</td></tr> <tr> <td>うち実質的な負担額</td><td>5,482,441</td></tr> </tbody> </table> <p>(単位：千円)</p> <p>○条件設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・起債対象外…基本設計、引越費用 ・合併推進債充当 (充当率90%、交付税措置率40%) ・借入条件 (元金均等、20年償還、据置3年、利率0.225%) <p>【特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央駐車場(立体駐車場：350台分) と別に、来庁者用駐車場(200台分) を平面駐車場として整備できれば、 さらに総事業費や将来負担額の軽減が見込まれる ⇒基本計画、基本設計において 具体的に検討 ・現中央駐車場敷地のみで本庁舎が 整備できれば、工期を分けて工事をする 必要がなく、さらに総事業費や将来 負担額の軽減、工期の短縮が見込まれる ⇒基本計画、基本設計において 具体的に検討 	総事業費	13,930,000	うち一般財源	0	うち庁舎建設基金	5,028,200	うち地方債	8,901,800	総事業費（利子含む）	14,165,604	うち基金対応額	5,028,200	うち交付税措置額	3,654,963	うち実質的な負担額	5,482,441	<p>●事業費負担見通し</p> <table border="1" data-bbox="909 631 1285 855"> <tbody> <tr> <td>総事業費</td><td>14,430,000</td></tr> <tr> <td>うち一般財源</td><td>0</td></tr> <tr> <td>うち庁舎建設基金</td><td>5,028,200</td></tr> <tr> <td>うち地方債</td><td>9,401,800</td></tr> <tr> <td>総事業費（利子含む）</td><td>14,678,839</td></tr> <tr> <td>うち基金対応額</td><td>5,028,200</td></tr> <tr> <td>うち交付税措置額</td><td>3,860,257</td></tr> <tr> <td>うち実質的な負担額</td><td>5,790,382</td></tr> </tbody> </table> <p>(単位：千円)</p> <p>○条件設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・起債対象外…基本設計、引越費用、現庁舎解体費 ・合併推進債充当 (充当率90%、交付税措置率40%) ・借入条件 (元金均等、20年償還、据置3年、利率0.225%) 	総事業費	14,430,000	うち一般財源	0	うち庁舎建設基金	5,028,200	うち地方債	9,401,800	総事業費（利子含む）	14,678,839	うち基金対応額	5,028,200	うち交付税措置額	3,860,257	うち実質的な負担額	5,790,382
総事業費	13,930,000																																		
うち一般財源	0																																		
うち庁舎建設基金	5,028,200																																		
うち地方債	8,901,800																																		
総事業費（利子含む）	14,165,604																																		
うち基金対応額	5,028,200																																		
うち交付税措置額	3,654,963																																		
うち実質的な負担額	5,482,441																																		
総事業費	14,430,000																																		
うち一般財源	0																																		
うち庁舎建設基金	5,028,200																																		
うち地方債	9,401,800																																		
総事業費（利子含む）	14,678,839																																		
うち基金対応額	5,028,200																																		
うち交付税措置額	3,860,257																																		
うち実質的な負担額	5,790,382																																		

第2章 新本庁舎整備に関する基本方針

新本庁舎の整備手法や新本庁舎に必要な役割や機能、規模、整備の進め方など、新本庁舎整備に関する基本方針について、それぞれ次のとおりとする。

1 新本庁舎の整備手法

基本方針

新本庁舎を「現本庁舎敷地及び中央駐車場敷地」において整備する。

新本庁舎の候補地の絞込みを踏まえ、現本庁舎及び隣接している中央駐車場を解体し、現本庁舎敷地及び中央駐車場敷地において、新本庁舎と中央駐車場の整備を進めることとする。

新本庁舎は、山口総合支所を含めた整備とする。

【留意事項】

新本庁舎の整備内容や配置等については、今後想定している山口市新本庁舎整備基本計画（以下「基本計画」という。）の策定や基本設計等を行う中で具体的にしていくこととする。

また、現本庁舎を利用しながらの工事となるため、工事期間中は、円滑な行政サービスの実施や来庁者用駐車場の確保などにより、来庁者の利便性や安全の確保に努めることとする。

2 新本庁舎に必要な役割、機能

基本方針

来庁者の利便性や安全安心への対応など、新本庁舎の果たすべき役割が発揮できるような機能導入を基本に検討を行う。

検討委員会からの答申を踏まえ、山口総合支所を含めて整備する新本庁舎の果たすべき役割については、下記のとおりとし、それぞれの役割を十分に発揮させることのできる機能を導入することを基本に検討を行うこととする。

(1) 誰もが利用しやすく、親しみのある場の提供

多くの市民が利用する本庁舎は、親しみのある場所である必要があり、誰もが快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた施設とする。

また、市民が円滑に手続きや各種相談を行えるよう、対象窓口の低層階への配置や行政サービス機能の充実、適切な規模の駐車場の確保を行うなど、市民の利便性や満足度の向上を図る。

さらに、市民が気軽に来庁し、利用することにより、新たな賑わいが創出できるよう、多目的に利用可能な交流スペースなど広く開放された空間の確保に努める。

必要な機能の例

- ・全体機能
 - ①ユニバーサルデザインの実践
- ・案内機能
 - ①誰もがわかりやすい案内表示（総合案内、電子掲示板、サイン表示等）
- ・窓口機能
 - ①利用しやすいフロア構成
 - ②ワンストップサービス、ワンフロアサービスの提供
 - ③待合スペースの確保
- ・相談機能
 - ①プライバシーに配慮した相談スペースの確保
- ・交流機能
 - ①市民が多目的に利用可能な交流スペースの確保
- ・情報発信機能
 - ①山口市をPRする情報発信スペースの確保

- ・便益機能
 - ①金融機関
 - ②食堂、売店等
- ・駐車場・駐輪場機能
 - ①適切な駐車・駐輪スペースの確保

(2) 効率的で効果的な執務空間の確保

執務スペースの効率的な配置や情報化への対応等により、行政効率の向上を図る。また、円滑な議事運営が行えるよう、必要な議会機能の確保を図る。

必要な機能の例

- ・執務機能
 - ①オープンフロア
 - ②適切な規模の会議室、公文書庫
 - ③情報化の進展に対応したOAフロア、情報セキュリティの確保
 - ④適切な公用駐車スペースの確保
- ・議会機能
 - ①親しみやすい議会施設（傍聴スペースの確保等）
 - ②調査研究スペースの確保（図書室等）
 - ③情報発信スペースの確保

(3) 安全安心への対応

災害等の緊急時において、本庁舎は市民の生命を守るために災害対策活動の司令塔としての役割を果たすことから、新本庁舎は、災害に強く、免震構造など充分な耐震性等を備えた施設とする。

必要な機能の例

- ・災害対策本部機能
 - ①災害対策の指揮命令
 - ②情報の収集・発信
- ・防災拠点機能
 - ①災害に強い工法や構造による整備
 - ②自家発電設備の設置
 - ③災害物資の備蓄
 - ④避難スペースの確保

(4) 環境や景観への配慮

新本庁舎は、環境負荷の低減や省資源・省エネルギー化等により維持管理費の抑制に努めるとともに、様々な文教施設やパークロード等によって形成された周辺の景観に配慮し、調和のとれた施設とする。

必要な機能の例

・環境配慮機能

- ①LED照明
- ②太陽光発電システム、雨水利用等
- ③緑化、市内産木材活用
- ④省エネ効果等の優れた空調設備
- ⑤山口市環境マネジメント※に基づく取組 ※本市の環境負荷低減の取組

・景観配慮機能

- ①周辺の景観との調和

【留意事項】

今後、基本計画の策定や基本設計等を行う中で、この方針を踏まえて検討し、具体的な導入機能を明らかにしていくこととする。

あわせて、今後の市民ニーズや市の状況、社会経済情勢等の変化に的確に対応できるよう、その時点の状況に応じて、適宜、新本庁舎に必要な役割や機能の検討を行っていくこととする。

3 新本庁舎の規模

新本庁舎の規模について、新本庁舎に配置する行政組織、新本庁舎の延床面積、来庁者用駐車場ごとの方針を示すこととする。

(1) 新本庁舎に配置する行政組織

基本方針

現本庁舎に配置している組織に加え、狭あい化等により分庁化した組織などを集約することを基本に検討を行う。

検討委員会からの答申や行政診断報告書を踏まえ、新本庁舎に配置する行政組織については、市民サービスや行政効率の向上、防災拠点の機能強化などの観点から、本庁や山口総合支所など、現本庁舎に配置している組織に加え、かつて狭あい化により本庁舎から分庁化した環境部や教育委員会事務局等のほか、消防本部を新本庁舎に集約することを基本に検討を行うこととする。

【留意事項】

今後、この方針を踏まえるほか、総合支所の機能強化など、山口市行政改革大綱における取組の中で総合的に検討し、基本計画や基本設計の中で、新本庁舎に配置する具体的な行政組織を明らかにしていくこととする。

あわせて、今後の市民ニーズや市の状況、社会経済情勢等の変化に的確に対応できるよう、その時点の状況に応じ、適宜、新本庁舎に配置する行政組織の検討を進めていくこととする。

また、組織の集約により、施設の全体又は一部において空きスペースが生じる場合は、その有効活用等についても、あわせて検討を進めていくこととする。

(2) 新本庁舎の延床面積

基本方針

新本庁舎に配置する想定職員数(臨時職員等を含む)を踏まえて算出した延床面積に、市民への開放空間や防災拠点として必要な延床面積を加えることを基本に検討を行う。

検討委員会からの答申を踏まえ、新本庁舎の延床面積については、新本庁舎に配置する行政組織の想定職員数(臨時職員等を含む)を基に、「総務省起債事業算定基準」や「国土交通省新営一般庁舎面積算定基準」を踏まえて算定した延床面積に、市民の交流スペース等の市民への開放空間や災害対策本部スペース等の防災拠点として必要な延床面積を加えることを基本に検討を行うこととする。

【留意事項】

今後、基本計画の策定や基本設計等を行う中で、この方針を踏まえて検討し、具体的な延床面積を明らかにしていくこととする。

延床面積については、本市の将来の姿や、山口市定員管理計画などを考慮し、その規模が過大なものにならないようとする。

(3) 新本庁舎の来庁者用駐車場

基本方針

200台程度の駐車台数を確保することを基本に検討を行う。

検討委員会からの答申を踏まえ、新本庁舎の来庁者用駐車場については、新本庁舎に配置する行政組織や来庁者数に応じた駐車台数として200台程度を確保することを基本に検討を行うこととする。

【留意事項】

今後、基本計画の策定や基本設計等を行う中で、この方針を踏まえて検討し、具体的な駐車台数を明らかにしていくこととする。

来庁者用駐車場については、利用者の利便性や安全性に配慮し、誰もが利用しやすい駐車場となるように整備を進めていくこととする。

また、工事期間中の来庁者用駐車場については、利用者の安全性を確保するとともに、利便性が低下しないよう、現在の台数の確保に努めることとする。

なお、中央駐車場の整備内容等についても、基本計画の策定や基本設計等を行う中で明らかにしていくこととする。

4 新本庁舎の整備の進め方

(1) 事業手法

今後、基本計画の策定等を行う中で、ライフサイクルコストの抑制や品質の確保、事業スケジュールなどを考慮し、適切な事業手法を検討することとする。

(2) 概算事業費及び財源

「現在地及び中央駐車場」において新本庁舎を整備する場合の概算事業費については、候補地の絞込みの検討段階で、想定延床面積を $25,000\text{m}^2$ （付加機能分延床面積 $1,000\text{m}^2$ を含む）として、国土交通省における平成30年度の予算単価等をもとに 148.9 億円（中央駐車場整備事業費 9.6 億円を含む）と試算している。

今後、基本計画の策定や基本設計等を行う中で、新本庁舎の具体的な整備内容や配置等を明らかにしていき、あわせて、情報システム費や備品費等を含めた概算事業費を算定することとする。

新本庁舎の整備には多額の事業費を要するため、ライフサイクルコストを踏まえる中で、適切な事業手法や工法の検討などにより、可能な限り事業費の抑制や工期の短縮に努めるとともに、合併推進債など有利な財源や庁舎建設基金の活用などにより、将来の負担軽減にも努めることとする。

(3) 事業スケジュール

基本方針決定の後、基本計画の策定、基本設計、実施設計の実施、建設工事という整備の流れを想定しており、今後、基本計画の策定や基本設計等を行う中で、新本庁舎の具体的な姿を明らかにしていきながら、事業スケジュールを立てていくこととする。

基本方針：新本庁舎の整備手法や新本庁舎に必要な役割や機能、規模、整備の進め方など新本庁舎の整備に関する基本的な考え方、方向性を示したもの。

基本計画：基本方針を踏まえ、具体的な課題や条件を整理し、事業全体の方針を詳細に検討することにより、建設規模、事業費概算等、事業実施のための設計の指針を示したもの。

基本設計：基本方針や基本計画で提示された設計の指針を整理したうえで、建物の配置、平面計画、庁舎として有すべき機能や性能、意匠的デザイン、工事費概算、工事工程計画等を基本設計書としてまとめるもの。

実施設計：基本設計図書に基づいて詳細な設計を進め、工事契約の締結や工事の実施に必要な実施設計図書を作成するもの。

